

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元年 月 日

那覇市長 城間 幹子 殿

提出者 医療法人おもと会 大浜第一病院
 住所 那覇市天久1000番地
 氏名 院長 大城 康
 電話番号 098-866-5171

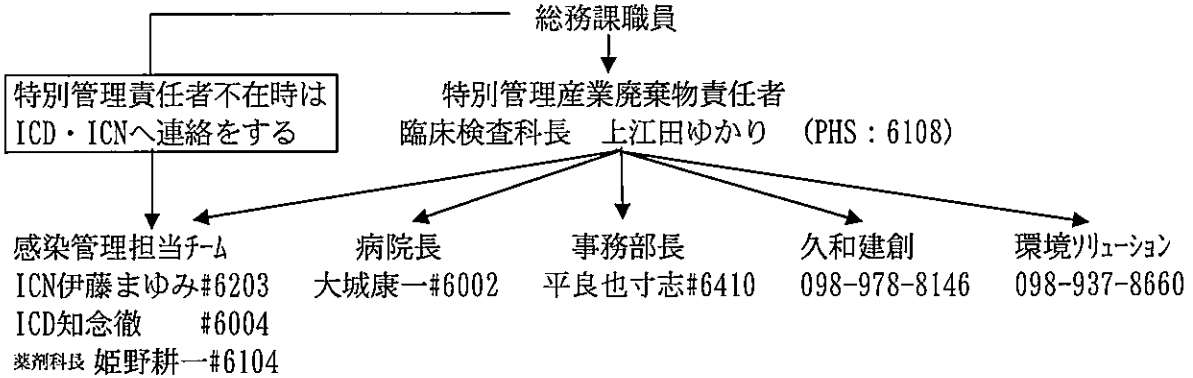


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人おもと会 大浜第一病院
事業場の所在地	那覇市天久1000番地
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	214床
③従業員数	737名 (令和元年6月現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①発生・・・・・・・・施設内 ②梱包、表示・・・・施設内 ③保管・・・・・・・・施設内 ④収集、運搬・・・・(株)環境ソリューション ⑤中間処理・・・・(株)環境ソリューション ⑥焼却・・・・・・・・(株)久和建創 ⑦埋め立て・・・・(株)久和建創

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 令和元年6月現在
インシデント・アクシデント発生時には直ちに以下の流れで連絡をし、その対応策をとる。



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (平成30年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	排出量	61.5 t
	(これまでに実施した取組) 入院患者数増加に伴う廃棄量の増加、心臓カテーテル患者数の増加、及び透析患者数の増加等で、排出量の増加が認められた。さらに使い捨て医療用具(器具)や手術件数も上がると廃棄物は増える一方で排出抑制はかなり難が出てきた。それでもコスト削減の重要性を認知して行くしかない。	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	排出量	60 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も引き続き軽量な特殊段ボール製の非貫通性容器を採用する。併せて、連絡会議や委員会活動にて職員への排出量増加の現状認識と処理費用の周知を行い、排出量の適正化を図る。また、病理のホルマリン処理の対策で軽量化を図る。更に、血糖とグリコヘモグロビンA1Cの各々の採血管を、測定機器の変更により1本に減数し軽量化を図る。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性のある医療器材、衛生材料、組織、血液、臓器、紙おむつは黄色ビニール袋を使用し感染性ラベルを張り、その他の産廃は透明のビニール袋を使用している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のビニール袋の色分け分別を周知徹底し、分別ミス無くす。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	61.5 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	61.5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
①保管場所には施錠し施設及び当該業者以外は立ち入り禁止とする。			
②廃棄物を計量する秤は定期検査を行い適正化されたものを使う。			
③専用車両にて運搬。			
④株環境ソリューションにおいて900℃で一時焼却。			
⑤株久和建創において1000℃で二時焼却。			
⑥最終処分場にて埋め立て。			
⑦マニフェストにて管理。			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	60 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	60 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①保管場所には施錠し施設及び当該業者以外は立ち入り禁止とする。</p> <p>②廃棄物を計量する秤は定期検査を行い適正化されたものを使う。</p> <p>③専用車両にて運搬。</p> <p>④株環境ソリューションにおいて900℃で一時焼却。</p> <p>⑤株久和建創において1000℃で二時焼却。</p> <p>⑥最終処分場にて埋め立て。</p> <p>⑦マニフェストにて管理。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。